

# 新潟県中越沖地震における養護教諭の実践活動と 学校保健室の機能について

## 養護教諭へのインタビューによる質的分析から

サコウ ケイコ ナカシタ トミコ イズ アサコ カナイズミシオ ミ  
佐光 恵子\* 中下 富子<sup>2\*</sup> 伊豆 麻子<sup>3\*</sup> 金泉志保美\*  
マキノ タカトシ フクシマ シカマク ミヨ  
牧野 孝俊\* 福島きよの<sup>4\*</sup> 鹿間久美子<sup>5\*</sup>

**目的** 新潟県中越沖地震による震災直後から学校再開までの学校教育現場における養護教諭の実践活動の実態を明らかにするとともに、災害時の保健室の機能を検討し課題を明らかにすることである。

**方法** 新潟県中越沖地震の中心的地震被災地であるN県A市の公立学校に勤務する全養護教諭50人を対象に、A市教育委員会、校長会ならびにA市養護教諭研究会の許可を得たうえで、同市の養護教諭研修会において調査依頼を口頭および文書にて実施した。後日、返信用封書をもって承諾書の回答をえた養護教諭11人を対象に半構成的面接法によるインタビュー調査を実施し、質的な内容分析を行った。

**結果** 被災直後から学校再開までの約40日間の養護教諭の実践活動は7つのカテゴリー、「避難所への保健室備品提供と緊急応急的な対応」、「児童生徒の安否確認と健康観察」、「児童生徒の心のケア」、「衛生管理と感染予防活動」、「避難所での継続的支援と他職種との連携」、「学校再開に向けて保健室復元」、「教職員の健康管理」に整理された。課題として、「保健室の環境整備」、「情報支援」、「避難所の運営」、「人的支援」、「養護教諭への支援」が示された。

**結論** 震災時の養護教諭の実践活動は、児童生徒の安否確認に始まり、救急処置や衛生管理、感染症予防活動、心のケア等々、多岐にわたっていた。また、養護教諭の拠点でもある保健室の機能が災害には極めて脆弱であることも明らかになった。日本は地震大国であり、いつでも起こりうることを考えると、避難所となる学校施設における、災害時における学校保健室の機能と養護教諭の役割を明確にし、確認しておくことは重要である。

**Key words** : 新潟県中越沖地震, 避難所, 保健室, 養護教諭, 応急看護

## I 緒 言

2007年7月16日(月)午前10時13分、新潟県柏崎市、上越市を中心に震度6強の新潟県中越沖地震が発生した。この地震による死者は10人、負傷者1,278人、住宅全壊944棟を数え、避難者は11,000人を超える大惨事となった<sup>1)</sup>。同じ、日本海側の北陸地方では同年の3月には石川県、能登半島で震度6強の地震に見舞われたばかりであった。新潟県では、2004年10月23日に、現在の長岡市を中心とした中越

地方を中心に、震度7の新潟県中越沖地震が発生し、児童生徒も含め死者67人、4,800人以上が負傷し、新幹線が脱線した<sup>2)</sup>。今回の地震は、中越地震からいくらかもたないうちに、ほぼ同じ中越地方で起きた大地震であり、柏崎市を中心に大きな被害が出た。地震直後から、ガス・水道などのライフラインが寸断され、倒壊した建物や隆起した道路により交通が遮断、麻痺し電車等の交通機関も全く機能しなくなった<sup>1)</sup>。地震当日は休日であったが、その日の午後には、学校は避難所となり、多くの地域住民が学校に避難することとなった。

阪神淡路大震災時の養護教諭の報告<sup>3)</sup>にもあるように、被災時の避難所として学校の保健室の機能や養護教諭の役割は重要と考える。文部科学省でも、2003年に「非常災害時における子どもの心のケアのために〈改訂版〉」を発行し、被災後の児童生徒の

\* 群馬大学医学部

2\* 埼玉大学教育学部

3\* 新潟青陵大学医療福祉心理学部

4\* 桐生大学医療保健部

5\* 群馬医療福祉大学看護学部

連絡先：〒371-8511 群馬県前橋市昭和町 3-39-22  
群馬大学医学部保健学科小児看護学分野 佐光恵子

心身のケアを担当する養護教諭の役割の重要性を述べている<sup>4)</sup>。新潟県養護教諭会では、2004年10月の新潟県中越地震を受けて、「緊急報告：新潟県中越大震災に学ぶ～養護教諭としての取り組みを振り返って～」を発行し<sup>5)</sup>、被災直後からの養護教諭の働きや、避難所としての保健室の機能、震災後の保健室利用状況等を詳細に調査し報告している。

不幸にして短期間に2度も見舞われた地震災害ではあるが、養護教諭は前回の教訓を活かし、先の報告書を活用しつつ、表面上は大きな混乱もなく対応できていると仄聞しているが、ひとり一人の養護教諭の負担は大きく、その対応に苦慮していることが大いに予測される。

被災時の学校や教職員の役割に関する指針マニュアルや支援活動マニュアル、さらに教職員の被災時の対応に関する研修プログラムや支援体制はまだ不十分で、確立していないのが現状である<sup>6,7)</sup>。また、震災時の養護教諭の役割や保健室の機能に関する研究は極めて少なく、保健室の機能や養護教諭の役割に関しては阪神淡路大震災時の研究は若干あるものの<sup>3,8,9)</sup>、前回の新潟県中越地震に関する研究は着手されていない。先の、第66回日本公衆衛生学会(2007年10月の愛媛大会)にて、新潟県中越沖地震に関する緊急集会がもたれたが、学校避難所に関する報告はみられなかった<sup>10)</sup>。

そこで本研究の目的は、震災直後から学校再開までの学校教育現場における養護教諭の実践活動の実態を明らかにするとともに、災害時の保健室の機能を検討し課題を明らかにすることである。

本研究において、用語の定義は以下のとおりである。

避難所とは、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するもので、原則として、学校、公民館等既存の建物、と定義した<sup>11)</sup>。

養護教諭の実践活動とは、児童・生徒等の心身の健康の保持増進をはかるために、養護教諭が目的を持って意識的に行う教育活動であり、養護教諭の判断や行動を含むこと、と操作的に定義した<sup>12)</sup>。

## II 研究方法

### 1. 対象

新潟県中越沖地震の中心的地震被災地である新潟県A市の公立学校に勤務する全養護教諭50人を対象に、A市教育委員会、校長会ならびにA市養護教諭研究会の許可を得たうえで、同市の養護教諭研修会において調査依頼を口頭および文書にて実施した。後日、返信用封書をもって承諾書の回答をえた養護教諭11人を本インタビュー調査の対象とした。

### 2. 方法と内容

半構成的面接法によるインタビュー調査を行った。インタビューの内容は、①震災直後から学校再開までの養護教諭の養護実践の実際、②養護実践及び保健室運営上の課題、③養護教諭に対する支援ニーズ、要望、他属性等である。面接内容はインタビュー対象者の了承を得てICレコーダーに録音した。

### 3. 調査期間

2008年7月～8月

### 4. 分析の方法

録音した面接内容を文章化し逐語録を作成し、逐語録をもとに意味ある文を抽出し、コード化したデータについて質的な内容分析を行った。類似する内容をまとめてサブカテゴリー、カテゴリーへと分類した。データの示す意味を研究者間で探求しカテゴリー化の精度を高めた。

### 5. 倫理的配慮

インタビュー調査を承諾した養護教諭に対して、改めて本研究の趣旨および方法、個人プライバシーの保護、研究参加意思の自由等を記載した依頼書を事前に送付し、書面で説明を行い、同意書の返信によって研究参加の同意を得た。さらに、インタビュー当日にも、再度、口頭にて説明した。分析データは全て個人が特定できないようにコード化を行うとともに、データ管理についても厳重に保管した。

## III 研究結果

### 1. インタビュー対象者

インタビュー対象者は11人で、その内訳は小学校勤務者5人、中学校勤務者2人、高等学校勤務者4人であった。養護教諭の平均年齢は48.8歳、平均教職勤務年数は26.8年であった。避難所の指定を受けたのは11校のうち8校であった。

### 2. 避難所指定状況と養護教諭の初動

2007年7月16日(月)午前10時13分、震度6強の新潟県中越沖地震が発生した当日、対象者のほとんどが自宅で、又は外出先で被災していた。自らも被災しながら、自らの判断で震災当日に学校に行った養護教諭もみられた。しかし、途中の道路閉鎖や交通渋滞のなか、学校にたどり着けず、やむを得ず翌日早朝に学校に向かった養護教諭もいた。

今回、インタビュー対象者である養護教諭の勤務校が避難所と指定されたのは8校であり、他の3校は体育館が修理中であったり、老朽化により受け入れ不可能として、今回は避難所指定には至らなかった。

### 3. 学校再開（8月下旬）までの養護教諭の実践活動（表1）

2007年7月16日の被災直後から、8月29日の学校再開までの約40日間の養護教諭の実践活動として読み取ったコードは660件、19のサブカテゴリー、7つのカテゴリーに整理された。

#### 1) 避難所への保健室備品提供と緊急応急的な対応

被災時直後の当初の混乱の中、避難所へ保健室の備品（布団や毛布、タオルケット他）や救急用薬品が提供されていた。その後、避難所に日赤救護所が設置されたり、または、常設はされなくても、医師や保健師による医療班の巡回訪問がされるなか、保健室での緊急的な対応は徐々に少なくなっていた。しかし、時として、避難所にいる子ども達の小さなけがの手当てや保護者、高齢者からの健康相談が養護教諭に持ち込まれていた。

#### 2) 児童生徒の安否確認と健康観察

養護教諭は被災直後から勤務校にて、ライフラインがストップする状況下、保健室を含む校舎の危険物の撤去作業や修繕作業が進む中、教職員と一緒に家庭訪問や避難所の巡回訪問で児童生徒の安否確認と健康状態の把握、観察を継続的に行っていた。さらに、家庭訪問や避難所を巡回訪問するなかで、養護教諭は自校の児童生徒のみならず、保護者や地域住民の健康状態にも気を配っていた。

#### 3) 児童生徒の心のケア

今回の災害では、幸い児童生徒の死亡例はみられず、骨折やケガ等の受傷で済んだ。当時、学校で活動していた児童生徒や避難所でのケガの対応に、日赤救護班の常駐していない学校では養護教諭が臨機応変に対処していた。被災直後には、A市の中心にある小学校1校に、子どもたちのための緊急の心の相談室（CRT Crisis Response Team）が設置された。さらに、県と市から臨床心理士、スクールカウンセラーが派遣され、児童生徒の心のケアに対する対応が進められた。この際、カウンセリング対象となる児童生徒の抽出や、該当者や保護者への説明・同意、スクリーニングのための健康調査が学校再開までに数回実施され、これらは主に養護教諭が担当した。養護教諭を対象とした、こころのケアに関する研修会も開催され、教職員用の災害時の児童生徒の対応・心のケア等の資料を参考に作成し提供した。さらに、学校再開後も保健室に心の相談コーナーを設置するなど、心のケアを継続していた。

#### 4) 衛生管理と感染予防活動

養護教諭は避難所での感染症の発生を予防するため、手指用の消毒液の手配や設置、飲料水の配給等

を行った。さらに、養護教諭の自らの判断で、誰に指示されるわけでもなく自主的に仮設トイレの清掃、流しの衛生管理等の仕事を率先して行い、感染症予防に努めた。

#### 5) 避難所での継続的支援と他職種との連携

養護教諭をはじめとする教職員は避難所が運営されている期間は避難所の運営を手伝っていたが、その活動内容は学校によって状況が異なっていた。自衛隊や、巡回保健師や医療チーム、心の緊急支援チーム（CRT）、ボランティアセンターなどの様々な機関が基幹避難所に常設されたり、または、基幹避難所を拠点として巡回訪問を行ったりしており、避難所にいる養護教諭はこれらの他職種とも必然的にかかわることになり、巡回の保健師やスクールカウンセラー等と連携をとっていた。また、中には校長より指示をうけ避難所の実質的なリーダーとして采配を振るった養護教諭の存在もあった。

#### 6) 学校再開に向けて保健室復元

避難所指定の経過が長引く中、養護教諭は学校の再開時を意識して保健室の現状復帰を目指して意図的に行動していた。

#### 7) 教職員の健康管理

避難所指定が続く中、養護教諭をはじめとして教職員の疲労が蓄積していった。被災直後から、学校に駆け付けて学校や児童生徒を最優先として活動してきた教職員は、自らも避難所生活を送りながら、年休もとれずに奮闘していたが限界でもあった。このような状況の中、養護教諭の管理職への進言によって、教職員が休みを取りやすい状況に職場環境も改善していった。

### 4. 養護教諭のとらえた課題（表2）

養護教諭は、被災直後から学校再開までの約40日間の実践活動の中で、「保健室の環境整備」、「情報支援」、「避難所の運営」、「人的支援」、「養護教諭への支援」の5つの課題が示された。

#### 1) 保健室の環境整備

被災直後、保健室の備品や物品が避難所に緊急的に提供されたが、その内容や数量にも限界があった。バリアフリーやスロープの設備、洋式トイレの設置等の、保健室の環境整備が望まれていた。

#### 2) 情報支援

被害状況や児童生徒の被災状況に関する情報が錯綜し、正確な情報の入手が困難であった。被災直後から、児童生徒の安否確認や健康観察、心の健康に関する調査票の作成にあたっては、随時適切な情報提供を求めている。先の新潟県中越地震後に県の養護教諭会がまとめた冊子<sup>5)</sup>「緊急報告新潟県中越大地震災に学ぶ」を十分に活用しきれなかったとの声も

表1 養護教諭の実践活動

カテゴリー	サブカテゴリー	代表的なコード
避難所への保健室備品提供と緊急 応急的な対応	保健室からの緊急的提供	救急薬品一式を提供した（養護教諭が学校につく前に） 布団, 毛布, バスタオル, 枕 血圧計, 車いす, 担架 パテーション, ついたて
	校内巡視・危険箇所確認	危険個所の確認と応急処置 被害状況の確認, 報告 危険物撤去, 修理復元, 清掃
	避難所での緊急応急的な対応	受傷生徒の病院受診をした 子どものケガの応急処置をした 高齢者や病気をもつ避難住民へ対応した 退院直後の住民に配慮した 保健師との情報交換
児童生徒の安否確認と健康観察	児童生徒の安否確認	家庭訪問, 全戸訪問をした 担任と一緒に避難所の巡回訪問をした 保護者, 地域をよく知っている, 強みがある
	健康状態の把握, 健康観察	健康状態の把握, 健康観察を行った
児童生徒の心のケア	児童生徒の心のケア	心のケアを担当した 県, 市, スクールカウンセラーの窓口
	対象者アセスメント	カウンセリング対象者の選定・見定め 心の健康調査の実施（数回）
	情報提供	管理職・担任への情報の提供 前回の冊子が役立った <sup>注1</sup>
	スクールカウンセラーと連携	スクールカウンセラーに相談, 調整, 連携 特別支援通級指導教室との調整 特別支援コーディネーターと連携
衛生管理と感染予防活動	衛生管理	自主的にトイレ, 流し場の清掃
	感染症の予防活動	予防パンフレット作成, 避難所に掲示 学校便り・保健だよりの作成 夏風邪予防のパンフレット作成
避難所での継続的支援と他職種と の連携	避難所運営の手伝い	できるだけ手伝おうと思った 炊き出しを手伝った ボランティアと一緒にトイレ, 水のみ場の清掃 時には救護班に替わって怪我の応急手当ても
	他職種との連携	高齢者のケアも, 認知症の方の世話も職員と一緒に 巡回保健師と情報交換 市職員も手が回らない
	避難所でのリーダーシップ発揮	校長の指示で避難所の面倒をみた ずっと避難所にいた, 避難所担当だった 避難住民が並ばなくてよいように工夫した 実質のリーダーシップをとった 食事の改善に配慮した
学校再開に向けて保健室復元	学校再開に向けての準備	全教職員で校舎を回って, 修理復元 学校通信の発行の準備, 資料提供 管理職の指示で記録・写真撮影 避難所と学校とを区分を明確にした 学校行事, 部活動の早期再開
	保健室の復元	保健室の復元を優先に考えた 保健室が教員の休養所に使えるように配慮 保健室が使える状況にしておきたかった 卒業生をボランティアで呼んで, 手伝ってもらった 保健だよりの発行
教職員の健康管理	教職員の代弁者	管理職へ進言 前回の経験が生き冷静に受け止められる
	教職員の健康状態悪化	休暇の取れない職員 体調不良の職員 避難所生活の職員 職員の限界 教職員の健康状態を懸念
	養護教諭自らも被災者	休みたくても休めない

表2 課題

カテゴリー	サブカテゴリー	記述
保健室の環境整備	保健室備品の充実	設備・備品の不設置 バリアフリー、スロープが設置されていない 洋式トイレがない 車いす一台のみで対応しきれなかった
	保健室の備品管理	すでに提供されていた 医薬品一式、毛布や布団が勝手に保健室から避難所に
情報支援	情報が錯綜	情報の混乱 情報の選択が、情報が錯綜
		前回の教訓が活かされなかった 長岡の時の教訓が生かしきれなかった 何を手伝ってほしいのか考える余裕もなかった
	情報提供 タイムリーな資料提供がほしい 中越の冊子を活用しきれなかった <sup>注1</sup>	
避難所の運営	避難所のリーダー不在	避難所の担当者が短期間に交替 市職員が頻繁に交代
	避難所のトイレ清掃	校長から避難所担当を指示 現場監督、リーダーシップを取らざるを得なかった 校長から避難所担当を指示された 行政との打ち合わせを担当
		毎日のトイレの清掃 何で養護教諭がトイレ掃除をしなくては、と思った ボランティアと一緒にトイレ清掃をやった
		とにかく人手 人手がほしかった 最初の1ヶ月にもっと人がいてくれたら 物品はすぐそろうが、結局は人
人的支援	医療保健スタッフ	人手が足りなかった 最初の6-7日間が大変だった 普段の勤務で疲れ果てていた
		学校再開への活動 教員は早く復帰しようと頑張った
	ボランティア	教職員の疲労の限界 養護教諭を含め教職員は疲れ切っていた 部活動や学校行事が計画通りに実施された 教員は表情がなく活気がなくなった 学校が再開していき疲れた
		医療スタッフがいたくれたら 避難所に医師、看護師、保健師が常駐していてくれたら
養護教諭への支援	医療関係者の常駐がなかった 医師、看護師、保健師、スクールカウンセラー常駐なし	
	避難住民の健康ニーズの多様性 認知症、高齢者の避難住民 障害者、退院直後の避難者 食事等の配慮の必要な避難住民 避難所の子どもの怪我の手当て	
	ボランティア 避難所のボランティアを活用 ボランティアに当直してもらえたら トイレ清掃を担当してほしい	
	避難所のリーダー 行政のリーダーシップ 責任者のリーダーシップがほしい	
養護教諭自身も被災者	スクールカウンセラー スクールカウンセラーの活用 避難所にカウンセラーがいてくれるだけで違う 物質だけでなくカウンセリングも必要	
	児童生徒の心のケア 何度も心の健康調査がきた 日頃から気になっている子がピックアップ 継続の必要な指導生徒がいた	
	自宅が被災した 自宅が一部損壊 惨めな避難所生活を送った	
養護教諭への支援	担任の仕事も 担任に代わって家庭訪問 自分も落ち込んで元気が出ない 手術後であった 夜夢に見た しんどい	
	休みたくても休めない 休みたくても休めない 安否確認を担当に替わって家庭訪問をした 養護教諭の仕事以外にも他の先生と同じことを 年休も取れない 養護教諭も体が資本 このまま倒れるかと思った	
	養護教諭への支援 養護教諭からの応援 養護教諭の応援、情報提供 養護教諭がもう一人いてくれたら 助けてもらえるという安心感があった	

注1 新潟県養護教員研究協議会編集（2005）、緊急報告：新潟県中越大地震に学ぶ～養護教諭としての取り組みを振り返って（全87頁）

聞こえた。

### 3) 避難所の運営

避難所の管理者である市職員が短期間で交代するため、実質的な避難所のリーダーが不在で、校長からその任を指示され負担感を感じた養護教諭も存在していた。さらに、避難所のトイレ清掃も担当するなど、困難感を極めた。

### 4) 人的支援

養護教諭は子どものケガや高齢者のケア等の対応を期待されていたが、養護教諭はその対応に苦慮し、専門的な医療、保健、心理、介護に関する専門的スタッフの人的支援を求めている。さらに、人的支援では、決して専門職にとどまらず、ボランティア等の人手がほしかったとも要望している。被災時直後はとくに人手がほしかったと切望していた。

### 5) 養護教諭への支援

養護教諭は、自らが被災者で避難所生活を送りながらも勤務を続け、一日も早く学校、保健室を復興させようと学校再開に向けて教職員と協力して懸命に頑張っている状況がうかがえた。避難所では、中心的学校以外には医療班の常駐はなく、唯一の保健関係者である養護教諭は判断や対応を迫られていた。休みたくても休めない状況が続き、さらに学級担任の仕事も兼務しているケースもあり、もうひとり養護教諭の配置があったらとの声もあった。

## Ⅳ 考 察

本調査を実施したA市は、新潟県中越沖地震で甚大な被害を受け、決して学校も例外ではなかった。ライフラインが寸断され、交通網も麻痺した中、自らが被災しているにもかかわらず、学校からの指示を待つまでもなく、自らの判断で学校に向かっていた養護教諭もいた。災害時等の教職員行動マニュアルは作成されてはいたものの、自らが被災している状況下では、養護教諭の初動活動に影響を与えたことは否めない。幸い学校は休日ではあったが、実際には児童生徒が部活動や学校行事等で学校において数多く活動していたことも明らかになった。医学、看護に関する基礎的な素養をもつ養護教諭は、その専門的な立場から、被災時においても、日常的な保健室の機能と養護教諭の専門性を生かしながら、柔軟に対応をしていた。

7月16日の午前10時13分、震度6強の被災直後から、被災者が避難した避難所の数は、当日23時をピークに、116か所で、避難者の数は12,483人にのぼった。A市の避難所数は73か所、避難者数9,859人であった。これらの避難所の中には、学校等のあらかじめ市町村が指定した公設避難所以外にも、地

域のコミュニティーセンターや集会所なども避難所として使われていた。その後、8月末日の全避難所閉鎖（予定）時には、15か所の避難所、209人の避難者へと推移して行った<sup>13)</sup>。

今回、避難所が開設された8校は、その規模や地域・コミュニティー組織が異なり比較は難しいが、避難者数はC中学校の350人程の規模からD高校の10人未満まで違いがあった。また、派遣保健師等が常駐した学校は、8校中2か所であった。

新潟県は他の都道府県からの応援をえて、保健師を避難所や地域に派遣し、避難住民の傷病予防や心のケアなどの保健衛生対策に取り組んだ。派遣延べ人数3,500人の保健師が、一般避難所および福祉避難所において常時駐在あるいは巡回して、被災者の健康相談や衛生環境整備、応急看護、感染症予防、熱中症予防、エコノミークラス症候群予防等を行った。さらに、県は医療チームを組み、各避難所や地域を巡回した。医療チームは「元気館」（福祉避難所）に本部を置き、その他数か所に拠点を置いて巡回した。E小学校も医療チームの拠点として使われた<sup>14)</sup>。

こうした状況下、養護教諭は保健室の備品等を速やかに避難所に提供したり、校内で生じたけがに対する応急処置、受傷者の病院への受診、危険個所の確認・撤去、避難所の衛生管理、児童生徒の安否確認、心身の健康管理や健康観察、等々状況に応じて多岐にわたって実践活動を展開していた。

### 1. 養護教諭の実践活動について

児童生徒の安否確認がされると、すぐに、児童生徒の心身の健康管理とともに、震災後のPTSDに関する心のケアや避難所における感染症予防を中心とした実践活動が展開されていた。

担任と同行した家庭訪問や避難所の巡回訪問の機会に、児童生徒の健康観察を行い、フィジカルアセスメントや清潔ケア等を通して心身ともに傷ついている子どもたちに寄り添いながら身体的ケアを提供していた。文部科学省の「非常災害時における子どもの心のケアのために」<sup>14)</sup>では、災害時の心のケアは、専門機関の協力を得ながら全教員によって進められるべきである、と提言している。今回、養護教諭は、臨床心理士、スクールカウンセラー等の心の専門家と一緒に、早期から児童生徒の心のケアについても中核的にかかわっていた。そして、これらの情報を管理職や担任と共有し、他職種多機関と継続的な連携を図りながら、保護者も含めて、児童生徒の心のケアやメンタルヘルスの推進を図っていた。自らが被災しつつも、学校再開に向けて献身的に避難所において活動をしている養護教諭を含めた教職

員の疲弊した心身のケアを誰が担当するのであろうか。長期にわたり学校が避難所指定の状況の中、教職員をサポートする、医療・保健・心理の専門職を含めた人的支援が強く求められる。学校における唯一の保健専門職である養護教諭と救護所の医師や看護師、巡回保健指導の保健師等との連携が必要である。そのためには、防災計画を作成する段階から、地域防災における学校の役割を協議するとともに、日常的な防災関係者や保健関係者とのかかわりが重要となってくる。

一方、学校関係者の中には、学校や養護教諭を含めた学校教職員は、あくまで児童生徒のためにあるのであって、それを越えた対応には限界があるとの考え方もある。2008年2月に全国都道府県教育長協議会がまとめた、「学校危機管理のための都道府県教育委員会のあり方について」の調査報告書では、都道府県立学校の避難所としての指定（すべて指定、一部指定を含む）状況は、9割以上を占めているものの、学校の教職員が避難所運営責任者となっている都道府県はなかった。避難所運営業務における教職員の役割を定めている都道府県は3割であった。定めている内容は、緊急対応時における避難所初期対応や避難所施設（学校）管理者として基本的な協力、等々の人的支援、対応であった<sup>15)</sup>。

しかし、近年、連続して発生している地震や風水害等の自然災害の発生のみならず、SARS、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザといった新興感染症、テロ事件、等々を含めた学校危機管理の視点からも、発生時の対応を検討しておくことは学校における喫緊の課題である。災害発生時における学校の第一の役割は、児童生徒の生命と安全を確保し、学校被害を最小限にとどめ、早期の教育を再開することである。事実、今回のインタビュー調査を通して、多くの養護教諭を含む教職員が、学校教育再開に向けて労を惜しまず、日夜の奮闘活動の様子を聞くことができた。幸いにも、避難所の解除は、他の施設よりも学校が優先して行われ、学校は避難住民の減少に合わせて、避難住民の他の避難所への移動にともない、8月27日から順次再開された。

養護教諭の困難感を増長した要因に、避難所運営に関する実質のリーダーの不在と役割や責任の不明瞭さが指摘されている。学校施設は、強地震に耐えられる施設であり、避難所としての実績があることや実際の災害時に避難所運営をサポートする人材が日常から組織化されていることなどの理由から、防災拠点として高い機能を有している<sup>16)</sup>とされているが、その機能と役割、責任を日頃から明確にしておく必要がある。日常からの、学校の危機管理の一環

として、避難所運営のマニュアルの作成等の積極的な取り組みが期待される<sup>17,18)</sup>。

今回被災した養護教諭の実践活動を支えたのは、直接的な支援のみだけではなく、前回の新潟県中越大地震の教訓をまとめた報告書<sup>5)</sup>の存在が大きかった。被災直後から本冊子を崩れ落ちた保健室の書棚から取り出し、児童生徒の健康観察や心のケア対応に関する資料をまとめ、管理職や学級担任に適宜提供していた。タイムリーな情報の提供は教職員に大いに評価された。災害時の対応は、経験した者でなければ分からないことが多いが、今回の経験も伝え、教訓として活用していくことが大切である。

## 2. 課題から見えてきた災害時等の保健室の機能について

避難所は、関係法令である厚生労働省告示においては、「災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容するもの」として、「原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する」ことが示されている<sup>11)</sup>。

今回、保健室が避難所として直接的長期的に使用された学校はなかったが、災害直後には保健室の備品や救急薬品の提供や、職員の休憩室、当直用の部屋として使われていた。藤岡ら<sup>19)</sup>は、学校の危機管理の視点からも、災害時の保健室の震災救護センターとしての機能を期待しているが、実際、保健室では災害時に提供できる物品や人材には限界があり、多様なニーズに対して、災害時の一時的応急処置として機能するのか、疑問が残る。2009年4月より、従来の学校保健法が改正、「学校保健安全法」が施行され、子どもの生命や安全、健康を脅かす事件や事故、自然災害に対応できる学校の体制が一層求められている<sup>20)</sup>。災害を想定した、校内環境や教育活動を見直すことが喫緊の課題といえる。さらに、高齢者や乳幼児、障害者への対応を想定していない現行の保健室の設備状況では、多様な対象者や健康ニーズに対応していくことは困難である。しかし、養護教諭は学校の保健室という場を拠点とした、校内において唯一の保健専門職であるため、その専門的知識や技術は、児童生徒や教職員のみならず、災害時の高齢者や乳幼児、障害者等のもつ健康ニーズに対しても、保健師等の保健専門職との連携を図りながら対応すること求められるであろう。今回の調査でも、地震被災直後に養護教諭を含めた学校職員が学校に到着した時には、既に、学校体育館には地域住民が避難しており、学校保健室の施設・設備や備品が使用されていたという事実があり、住民の認識やニーズから鑑みても、自然災害発生や学校危機管理に対応できるよう、応急救護所としての

機能を保健室が持てるように、環境整備と人的支援が必要と考える。

## V 結 語

震災時の養護教諭の実践活動は、学校の置かれている状況によって異なるものの、児童生徒の安否確認に始まり、救急処置や衛生管理、感染症予防活動、心のケア等々、多岐にわたっていた。また、養護教諭の拠点でもある保健室の機能が災害には極めて脆弱であり、応急救護所としての機能を保健室が持てるように、環境整備と人的支援の必要性が示唆された。さらに、校内において唯一の保健専門職であるため、その専門的知識や技術は、児童生徒、教職員のみならず、災害緊急時の高齢者や乳幼児、障害者等のもつ多様な健康ニーズにも対応することが求められる。

今回は、幸いにも休日における地震災害であったが、これが日常の教育活動中であったとしたら、果たして、学校は、養護教諭は、保健室は、児童生徒の生命と安全を保障することができたであろうか。日本は地震大国であり、いつでもどこでも起こりうることを考えると、避難所となる学校施設における、学校保健室の機能と養護教諭の役割を明確にし、確認しておくことは重要である。

今後は、災害時に速やかに対応できる保健室の環境整備や人的支援に関する具体的なニーズを調査し、災害時において応急救護所として有用に機能する保健室の役割を明らかにしていきたい。

最後に、本調査を実施するにあたり、多大なご協力をいただいたA市教育委員会、A市内の公立学校の養護教諭の皆様にご心より御礼申し上げます。そして、ご自身が被災されながらも、一日も早い学校教育活動の復興にご尽力された養護教諭の先生方に敬意を表するとともに一日も早い復興をお祈りいたします。

本研究は、平成20年度～22年度文部科学省科学研究費基礎研究(C)(課題番号:20530767, 研究代表者佐光恵子)の一部として実施された。

なお、本研究の要旨は第69回日本公衆衛生学会(東京)にて発表した。

(受付 2010. 4.16)  
採用 2010.12.24)

## 文 献

1) 新潟日報社. 平成19年新潟県中越沖地震. 新潟市,

2007; 1-2.

- 2) 新潟県. 新潟県中越沖地震による被害状況について. 報道発表資料, 2007; 第172報.
- 3) 上野昌江. 阪神大震災後の小学生の心身の様子と保健室の取り組み. 大阪府立看護大学紀要 1996; 2(1): 41-49.
- 4) 文部科学省, 編. 非常災害時における子どもの心のケアのために 改訂版. 東京: 文部科学省, 2003; 6-7.
- 5) 新潟県養護教員研究協議会, 編. 緊急報告: 新潟県中越沖地震に学ぶ: 養護教諭として取組を振り返って. 新潟: 新潟県用語教員研究協議会, 2005; 60-77.
- 6) 徳山 明, 兵庫教育大学地震災害調査班. 1995年兵庫南部地震災害における学校・教員の役割と今後の学校防災体制並びに防災教育のあり方に関する緊急研究. 兵庫: 兵庫教育大学, 1996; 60-79.
- 7) 西村年晴. 災害時における学校の防災体制・防災教育の充実, 並びにボランティア活動推進に関する研究. 平成8, 9年度科学研究補助金研究成果報告書, 1998.
- 8) 永野恵子. 地域住民の避難所としての学校と養護教諭の役割. 社会医学研究 1996; 1431-1433.
- 9) 松島紀子, 亀井絵里. 阪神大震災の児童への影響: 養護教諭への面接調査から. 大阪教育大学紀要第Ⅲ部門 1998; 47(1): 147-155.
- 10) 日本公衆衛生学会. 第66回日本公衆衛生学会総会抄録集(愛媛大会) 2007; 51(10): 327-344, 437-477.
- 11) 厚生労働省. 災害救助法による救助の程度, 方法及び期間並びに実費弁償の基準. 厚労省告示第144号, 2000; 第2条第1項第1号.
- 12) 日本養護教諭教育学会, 編. 養護教諭の専門領域に関する用語の解説集. 愛知: 日本養護教諭教育学会, 2007; 6.
- 13) 新潟県. 新潟県中越沖地震記録誌. 2009; 59-89.
- 14) 新潟県. 新潟県中越沖地震における保健福祉部の対応状況. 2008; 71-77.
- 15) 全国都道府県教育長協議会. 学校危機管理のための都道府県教育委員会のあり方について. 2008; 11-20.
- 16) 国立教育政策研究所文教施設研究センター, 編. 学校施設の防災機能の向上のために: 避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書. 東京: 国立教育政策研究所, 2007; 67.
- 17) 大泉幸一. 学校の地震災害危機対応マニュアル. 東京: 教育開発研究所, 2005; 64-71.
- 18) 文部科学省. 避難所となる学校施設の防災機能の向上のために. 文部科学省広報第95号, 2007; 2.
- 19) 藤岡達也. 保健室は震災救護センター. 東京: 少年写真新聞社, 2009; 47.
- 20) 文部科学省. 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知). 20文科ス第522号, 2008.